

令和4年度 美波町公共下水道污水管渠工事に伴う 家屋事前調査業務 一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、美波町公共下水道污水管渠工事により、損害が生ずる恐れがある建物の配置及び現況を事前調査し、必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の摘要

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。但し、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、美波町の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)主任技術者届 (ニ)完了届 (ホ)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 主任技術者及び技術者

(1)受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)受託者は、業務の進歩を計るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.9 工程監理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.10 審査

(1)受託者は、業務完了後に美波町の成果物審査を受けなければならない。

(2)業務完了後において、明らかに受託者の責に業務のかがしが発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

業務の審査に合格後、成果図書一式を納品し、美波町の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

1.12 参考資料の貸与

美波町は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.13 参考文献の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、美波町、受託者協議の上、これを定める。

第2章 成果物

2.1 納入成果物

本業務における、納入成果物は次のとおりとする。

成果報告書 1部・デジタルCD 1枚

ただし、美波町が提出を請求した場合は、1部追加できるものとする。

令和4年度 美波町公共下水道污水管渠工事に伴う 家屋事前調査業務 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「令和4年度 美波町公共下水道污水管渠工事に伴う家屋事前調査業務一般仕様書」の第1章1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の内容

業務の内容は下記のとおりとする。（調査位置図参照）

(1) 調査建物（住宅に付随する附帯工作物（ブロック塀等）は含むものとする。）

木造住宅	70㎡未満	2棟	5, 20
木造住宅	70㎡～130㎡未満	8棟	3, 11, 12, 13, 14, 15, 17, 19
木造住宅	130㎡～200㎡未満	1棟	18,
木造住宅	200㎡～300㎡未満	棟	
非木造住宅	200㎡未満	1棟	4,

(2) 履行期間 契約日の翌日から令和5年3月31日まで（土、日、祝日を含む）